

桜川市エネルギー価格高騰対策支援給付金に関するQ&A

Q1 【個人事業主】不動産収入で生活しているが、個人事業主として申請できるか。

A1 不動産収入に係る建物の貸付の内容が、不動産貸付事業として行われているかどうかを判断する基準として、国税庁が示している下記のいずれかに当てはまるかどうかで判断します。

(1) 貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数が、おおむね10室以上であること。

(2) 独立家屋の貸付については、おおむね5棟以上であること。

なお、不動産貸付事業として申請する場合は、上記の条件を満たすことを確認できる書類を添付してください。

Q2 【個人事業主】桜川市内に住み、市外で事業を行っている場合、支給の対象になるか。

A2 桜川市内で事業を行っていることが支給要件ですので、対象となりません。

Q3 【個人事業主】市外に住んでいるが、桜川市内で事業を行っている場合、支給対象になるか。

A3 桜川市内で事業を行っていれば、住所が市外であっても対象となります。